

キーワード

公儀普請、築城、石垣、石切場、名古屋城、河戸石、古満目、細川忠興、細川忠利、山内忠義

はじめに

慶長十五年(一六一〇)、徳川家康は諸大名を動員した公儀普請によって名古屋城築城を開始した。紀要前号に掲載した拙稿では、このとき公儀普請に参加した大名の動員過程について検討し、家康による諸大名動員に幾度かの段階があったことを明らかにした。^①

すなわち、家康は慶長十四年初頭から名古屋城普請を計画しており、同年十二月には北国と九州の大名に内意を伝えていた。翌慶長十五年正月、家康は九州と北国の大名に正式な動員命令を出し、細川家や鍋島家など九州の大名は、家臣団を編成して名古屋に向かった。一方、中国・四国の大名は、前年に丹波篠山城普請に動員されていたことから、当初は慶長十五年の公儀普請を免除されていた。しかし、同年閏二月に方針が変更され、中国・四国の大名に対しても、名古屋城普請の動員命令が出された。追加動員された大名は急遽家臣団を編成して名古屋での普請実施に備えることになった。つまり、北国・九州の大名と中国・四国の大名家で動員時期に明確な差があったのである。さらに、中国・四国の大名の中でも、事前に情報を聞いていた浅野家や池田家と突如動員命令を受けた山内家や毛利家では、準備過程に差が出ていた。

右の検討を踏まえ、本稿では、諸大名の動員過程に引き続き、諸大名がどのような過程を経て普請に臨んだのかを、大名家文書を中心に検討していきたい。前回引用した史料や、先行研究で検討された内容と重複も多いが、特に大名が名古屋に赴いて実施した石材調達の方法及び石切場の状況に着目し、整理していきたい。

一 名古屋城普請における石材調達

まずは、名古屋城普請の全体像を把握するうえで、名古屋城近隣の地理的環境と現在把握されている石切場の位置について確認しておくたい。名古屋城は熱田台地の北西端に位置し、北と西には濃尾平野、南と東には比較的平坦な台地が広がっていた。したがって、名古屋城の周囲には石材調達に適した山地が少なかった。これは同時期に公儀普請で築城された篠山城や亀山城のような盆地にある城郭とは異なる環境であった。このような地理的要因から、名古屋城築城時の石切場は尾張国だけでなく、近隣の三河国や美濃国に点在していた。現在判明している代表的な石切場は、三河湾の篠島、三河国幡豆郡の沿岸地域、美濃国揖斐川沿いの養老山地東麓などがある。これらの地域には、現在でも諸大名が刻んだ刻印や、石材を切り出す際の矢穴痕がある残石などが確認されており、考古学的見地から石切場跡であることが明らかとなっている。^②文献上では、多くが細川家の関連史料だが、具体的な地名が確認できる。さて、名古屋城普請全体の状況や石材調達の状況がもっとも端的に分

かる史料としては、慶長十五年七月二十日付の島津家久書状^③がある。この史料は前号でも引用したため、石材調達に関わる重要な情報のみ、あらためて概説したい。同史料から確認できる七月二十日時点における名古屋城普請の状況は以下の通りである。

福島正則・細川忠利・寺沢広高・竹中重利・毛利高政の五名は、普請のため名古屋に駐留していた。福島と寺沢は、美濃や尾張へ続く道が普請衆で混雑しているため、伊勢から地舟で三河に渡るべきとだして、家久が渡海するための船を馳走すると伝えた。また、尾張国内には石材が無く、三河・遠江境から三日間かけて石材を運んでいた。これは想定外のことであり、方々の商人が栗石などを持ってきて諸大名に高値で売り付けていた。金銀が必要なのは言うまでもなく、日本随一の「かねもち」である福島正則でさえ、蔵が空になる勢いであった。一方、同時期に開始された亀山城普請は石場が近かったため、普請が早々に完了していた。右に示した内容から、名古屋城で石垣積みが進行していた七月時点でも、諸大名が名古屋に滞在して現場指揮を執っていたこと、石切場のある美濃国や名古屋城へと続く街道が普請衆で混雑していたこと、伊勢湾には石材を運搬する船が多数動員されていたことが読み取れる。さらに、盆地にある亀山城と比較して、周囲が平野の名古屋城では、石材調達の難易度に差があった。なお、この史料中に登場する「三河・遠江境」付近は、現時点では名古屋城に関係するとみられる石切場は確認されていないが、三河国における石切場の分布から、三河湾経由で石船を用いた石材運搬が行われていたことは確実である。

ほかに普請当時の尾張国および名古屋近郊の状況が分かる史料としては、当時の三宝院門跡で醍醐寺座主であった義演の「義演准后日記」が

ある。諸大名が石材調達をしていた慶長十五年三月から四月にかけての尾張国の状況が分かるため、時系列は前後するが、確認していききたい。

【史料1】義演准后日記 慶長十五年三月十一日条・四月二十八日条^④

(三月)

十一日、属晴

四日市ヨリ桑名ヲ渡テ宮へ舟ヲ著、尾州ナゴヤノ城、西國諸大名トシテ普請、群勢更以難分別、殊加藤肥後守渡海ニ依テ舟尽テ、失十方、移時刻、漸々求小船、渡七里海路

(中略)

(四月)

廿八日、雨

岡崎立、雨降、熱田社一見、尾州ナゴヤノ新城、西國ノ諸大名ニ被仰付、普請最中、軍勢難分、漸返テ性海寺ニ著了

右の引用部分から、義演が京都から駿府と江戸に赴く道中、往路と復路で尾張国を通過するときの様子が分かる。三月十一日、義演は四日市から桑名に渡り、宮(熱田)まで船で向かった。このとき、西国諸大名が普請に来ているため、群衆が分別できないほど混雑していた。さらに、加藤清正の渡海により伊勢湾を渡る船が尽きており、移動手段を失ったが、漸く小船で七里の海路を渡ったという^⑤。また、帰路である四月二十八日には、岡崎を発って尾張国に入り、熱田社を一見したが、いまだに軍勢で混雑しており、苦勞して名古屋北西にある性海寺に辿り着いている。

右の情報から、同時期における尾張国が相当な混雑しており、特に伊勢湾では船が尽きるほどであったことが分かる。島津書状では、伊勢湾は七月時点でも混雑しており、福島や寺沢が石船を動員していたことから、混雑は少なくとも石材調達をしていた三月から、名古屋城での石垣積みの中で七月まで続いていたことが読み取れる。

二 諸大名の石材調達と石切場所

前節で確認したとおり、諸大名は名古屋城普請において大規模な動員をかけており、普請期間中は尾張が群衆であふれ、伊勢湾でも石船が多数動員されていた。一部の大名は、二月から閏二月にかけて名古屋に赴いており、石切場を確保して石材調達を開始した。以下では、先にみた混雑の根本原因である、石材調達の経緯について確認していきたい。

(1) 細川家

諸大名のうち、石材調達の経緯が最も詳細に分かるのは細川家である。名古屋城普請に関する細川家関係文書については、後藤典子氏によって詳細な検討がなされており、名古屋城普請における細川家の動向について明らかにされている⁶。後追いになるが、後藤氏の検討に従いながら、特に石材調達の過程や石切場の場所を改めて詳細にみていきたい。

細川家が家康の命令を受け、名古屋城普請のための家臣編成をおこなったのは、慶長十五年正月十九日であった。正月十九日付「名古屋城普請覚」によると、細川家の家臣が率いる普請衆は、正月十九日に小倉を出発し、同二十九日に伏見屋敷に到着、そこで五日間逗留してから二月四日に伏見を発ち、同八日に名古屋へ到着する計画であった。普請衆

編成と並行して、細川忠興の嫡子である忠利は、二月十日に江戸を発ち、閏二月九日には一度大坂に到着して伏見に向かった。一方、当主の忠興は、閏二月三日以前に、京都に隠棲していた父・幽斎（藤孝）と対面しているため、閏二月上旬には京都に来ていた。それから閏二月六日に伏見を発つて、尾張に向かったことが明らかになっている⁸。

次に引用する閏二月十日付の細川忠興書状では、閏二月十日時点で忠興が名古屋の近郊に到着していたことが分かる。

【史料2】（慶長十五年）閏二月十日 細川忠興書状⁹

（中略）

一 三十艘之舟出来、十五日ニ出船之由尤候事

一 上方之様子、大方伏見を申遣候、名古屋へ者、未御普請奉行衆一人も

不被參候間、我々者濃州つやと申石場ニ有之候而、石を出させ申候事

一 御普請殊外御急ニ付、去年丹波波、山の御普請被仕候衆も、不残なこ

やの御普請と被仰出候、俄にてをの迷惑と相聞候、乍去此方者く

つろき申候事

一 公方様近日三州田原へ鹿狩ニ被成 御座候由候間、我々も彼地へ越て、

御目見仕、頓而可帰国と存候事

一 くだ松浦にて損候舟之儀ニ付、彼方へ礼状遣候返事披見候、猶右近か

たる可申候、恐々謹言

後二月十日

松井佐渡守殿

越 忠（花押）

右の史料は、忠興から国許にいる重臣の松井佐渡守（康之）に送られ

た書状で、閏二月十日時点における名古屋城普請の進捗状況が読み取れる。小倉では三十艘の船が準備され、同月十五日に出船することになっていた。また、忠興が名古屋に到着した際、幕府の普請奉行は一人も名古屋に到着しておらず、忠興は石切場のある美濃国の津屋に来ていた。忠興は十日までに名古屋で幕府の普請奉行の不在を確認した後、津屋まで来て、石切場での指揮を開始したことになる。

幕府の普請奉行については、前号で引用した閏二月二日付の触状で、本多正純ら駿府の家康側近と連名で、中国・四国の大名に名古屋城普請の動員を告げており、二日時点では駿府にいた可能性が高い。先に動員されていた細川家は、幕府の普請奉行より早く名古屋まで到着し、石材調達を始めていた。忠興は追加動員された大名とは違い、余裕をもって準備できていたことが「くつろぎ申候」という文言からも読み取れる。

また、忠興が駐留している「津屋」とは、後述の他史料に登場する「河戸」や「駒野」とともに、養老山地東麓に位置する揖斐川支流沿いの地名である。砂岩の産出地として知られ、石船で揖斐川から伊勢湾経由で熱田まで石材を運べる環境にあった。後世にまとめられた当該地域の寺院の記録に、名古屋城普請に関する記述があるので、確認したい。

【史料3】貞享二年（一六八七）九月 寒窓寺薬師如来根元¹⁰

濃州石津郡上野河戸村寒窓寺薬師如来根元

（中略）

一慶長十八丑年尾州清須御城名古屋へ御引之節、西国大名衆え被仰付候内、石場御役儀として山崎村に鍋島信濃守殿、上野村細川越中殿、河戸蜂須賀阿波守殿、右御三人御越候、信濃守殿内衆薬師脇立、国本へ

参候処、彼地にて色々災難有之由にて宿送に上野迄届キ候事
（後略）

右の史料は、貞享二年（一六八五）に記された、当時の上野河戸村にあった寒窓寺薬師如来の縁起である。引用箇所を見ていくと、慶長十八年（十五年の誤り）に名古屋城普請が行われた際、普請を命じられた西国大名衆のうち、「石場役儀」として、山崎村に鍋島勝茂、上野村に細川忠興、河戸村に蜂須賀至鎮が訪れたとする。そのとき、鍋島家の家臣が薬師如来の脇立を盗んで国許に持ち帰ったが、災難が起きたため宿送で上野村に返されたという。年号が明らかに間違っているため、この記事に関しては後世の伝聞あるいは何らかの記録を筆写したことが推測されるが、忠興が津屋で石切場の指揮を執っているのは事実であるため、忠興の駐留場所は津屋のほか、近隣の上野村であった可能性が考えられる。

したがって、鍋島家と蜂須賀家に関しても、この地域に石切場を持っていた可能性は高いとみられる。なお、鍋島家臣が脇立を盗んだ逸話については、事実かどうか判断できないが、伝聞が後世に伝わっていたことは明らかで、大名が多くの家臣を引き連れて石切場に赴いた結果、周辺地域の治安を悪化させていた状況が読み取れる。

また、阿波の蜂須賀家は、先述した閏二月二日付の触状で追加動員された大名である。忠興が津屋に到着した時点では、美濃国の石切場にはいなかったはずなので、後発の大名であっても、この地域に石切場を確保していたことが推測できる。

さらに、次に示す閏二月十六日付の忠興書状によって、細川家は美濃

国以外にも石切場を確保していたことが分かる。

【史料4】（慶長十五年）閏二月十六日付 細川忠興書状^①

尚々、五日三日山口へ山を遣候とも、堀におくれ候ましきと被存候は、山口へ人を可遣候、其段見はからい候而可被申付候、宮へ遣人も同前に候、已上、

先刻之状に書おとし候間、重て申遣候、其地之堀、此中ハ何もの衆よりすて、おかれ候由に候間、如先書申出候、若此比ハ人をもかさみ、堀急に被申付候ていか、候は、山口へ人を不遣、其ま、堀を可申付候、為其申候、恐謹言、

閏二月十六日

内せん殿

越 御判

助左衛門殿

右の史料では、忠興が名古屋城普請に派遣していた家臣の長岡内膳（有吉興道）と戸田助左衛門に指示を出している。「其地之堀」という表現と内容から察するに、忠興は津屋、内膳と助左衛門はともに名古屋にいる状況だと思われる。少し推測を交えたところもあるが、本史料の内容は概ね次のように読み取れる。すなわち、名古屋城の堀普請はどの普請衆も捨て置いているので、先書で人員を派遣するよう申し出をした。堀普請が急遽命じられて人員が必要になった場合、山口には人を遣わさずに、そのまま堀普請を申し付けるように、と解釈できるだろう。尚書きでは、三〜五日ほど山口に人を遣わしても堀普請に遅れないと判断できるならば、山口にも人を遣わすよう命じている。さらに、宮（熱田）に

遣わす人員についても、同様に検討するよう述べている。

右の記述から、閏二月十六日時点における細川家中の石材調達に関する状況が推測できる。細川家では、名古屋城・各地の石切場・石材を運び入れる熱田にそれぞれ家臣を派遣し、並行して石材調達を進めていた。また、内膳と助左衛門は、十六日時点では名古屋で人員の差配をしており、忠興の指示を受けて各地で活動する普請衆を割り当てていた。

文中に登場する「山口」とは、尾張国東部の丘陵地域にある地名で、名古屋から比較的近い石切場である。このときの細川家の石切場は、津屋近辺のほか、山口にも存在しており、遠隔地で同時並行して石材調達を実施していたことが分かる。忠興は、各地に点在して指揮を執る家臣に指示を出し、石材調達を円滑に進めようとしていたのである。さらに、閏二月十九日付の忠興書状では、本件の続報が分かる。

【史料5】（慶長十五年）閏二月十九日 細川忠興書状^②

態可申処ニ助左衛門をさし越候間申遣候、其方ハ其ま、山口江居候て石をいたさすべく候、なこや堀へは此地ニ在之普請之者を二三日中に隙明候間、さし可遣候、得其意、瀬戸山口之間見はからひ無油断様ニ可申付儀肝要候、此よし内記ニも申候而、急ニ石出シ石わりの事いそくへく候、不及申あまり急ニ申付候ハ、人の走事も可在之間、さやうのかけん可有分別候、恐々謹言

此地の石場にてハ能わりいしハ無之候間、其地之石之わり様角石、同地いしも石つらよき様ニ可申付候、其うち角石多出来候様ニ可申付候儀肝要候、内記其地ニ居候、其方見はからひふしん可申付候、半兵衛ハなこやへ出候而、助左衛門ハ一所ニ候へと可申付候、已上

閏二月十九日

越

内せん殿

右の史料では、忠興が閏二月十六日に伝えた方針について、変更点を指示している。忠興は助左衛門を内膳の元に送り、自分の命令を細かく伝えていた。まず、内膳はそのまま山口に駐留して石出しをおこない、名古屋城の堀普請のほうには、津屋の普請衆を二、三日の間に遣わすので、承知するよう述べている。さらに、石切場である瀬戸と山口の状況を見計らって、油断のないよう石出しを命じることが肝要であり、内記（忠利）にも告げて、石出しや石割りを急ぐようにしている。ただし、あまりに急な命令をすれば、普請衆が逃散することもあるので、加減を見極めるようにとも述べている。また、津屋の石場には良い割石がないため、山口の割石を石面が良いように割り、角石を多く出すことが肝要としている。さらに、山口にいる忠利に、内膳が状況を見計らって普請を申し付けてほしいと伝えている。また、坂崎半兵衛は名古屋に出張させ、戸田助左衛門は一所に留まるように命じている。

右の情報をまとめると、長岡内膳は十九日時点で山口にいて、石出しを指揮していた。また、十六日時点では、堀普請を優先して、山口への普請衆派遣は余裕がある場合に限っていたが、十九日時点では、山口で本格的に石出しをさせており、代わりに津屋にいる普請衆の一部を名古屋の堀普請に派遣する方針に変更された。この方針転換は、津屋の石の割れ方が悪いので、角石などを山口で調達するよう変更したためだと推測される。津屋周辺は砂岩の産地、山口周辺は花崗岩の産地であるため、石材の種類や割れ方を家中で共有して判断したのであろう。さらに、山

口のほか「瀬戸」という地名も登場する。瀬戸は山口の北に位置するため、こちらも石出しの拠点となっていたことが読み取れる。

また、山口には、十九日時点で細川忠利が駐留していた。忠興は津屋、忠利は山口の石切場で、それぞれ家臣たちを指揮する方針だったことが想定される。忠興は内膳に対し、自分の意向を忠利にも伝え、石出しを急ぐよう命じている。当時の忠利は普請慣れしていなかったためか、忠興は内膳を通して、忠利に方針を伝えていたのだろう。さらに、坂崎半兵衛と戸田助左衛門に関しては、坂崎を山口から名古屋に移動させ、一方で名古屋から山口に派遣した戸田助左衛門に関しては、一緒に山口に残るよう命じていた。

この間、忠興は一貫して津屋にいたとみられるが、遠隔地にある山口の石切場や名古屋城の堀普請に関する情報を気にかけており、現場監督をする家臣の配置や方針指示を細かく命じていたことが分かる。閏二月の時点では、石出しが中心であったため、忠興や忠利は名古屋ではなく石切場に拠点を置き、自ら現地で指揮を執っていたのである。

さらに、閏二月二十二日付の忠興書状では、山口にいる忠利に対して、直接方針を伝えている。こちらは石切場の運営方針に関する情報が記されているため、詳しく見ていきたい。

【史料6】（慶長十五年）閏二月二十二日 細川忠興書状^⑬

今朝之書状西刻披見候

一山口ノ帰ニ石数之書付披見候事

一昨日廿一日大雨ふり候故、石出・石ほりはか不行ニ付、ふしんの者あげ候て、其やすみの分程名古屋ニて五郎太をあげ候様ニ被申付之由、

以後ハ無用ニ候、長ぶしんたるべく候間、可被得其意候事

一 兵左衛門尉・小右衛門尉内一人、其地ニ被居候間奉行ニ可被申付由、
大学を以申越候つる、弥其分可然事

一 其方もの毎日兩人つ、出候て、石数付させ候由候、同は其兩人を人の
油断不仕目付ニ可被申付事

一 せと・山口の石場やかて惣やうのわりニ成可申候間、其已前ニ石かす
多出来候様ニ可被申付候、山出ニ成候てからは、人をもくわへいたさ
せ可申事

一 よその丁場ニ大角在之由候、我々所ニは入不申候、只よきころに可被
申付事

一 半右衛門尉やかて其地へ相越候間、條々申含候事

一 雁一到來祝着候、猶大学可申候、恐々謹言

後二月廿二日

忠（花押）

内記殿

右の史料では、忠利から送られてきた「今朝之書状」によって方針を
確認した忠興が、忠利に一つ書きで指示を出している。指示した内容は
概ね以下の通りである。①昨日大雨が降って石出しができなかった際、
山口の普請衆を派遣し、名古屋に五郎太石を上げるよう命じたことに
ついて、今回は長普請であるため今後は無用である。②兵左衛門尉と小右
衛門尉のうちの一人を奉行に命じたことについて、これは然るべき対応
である。③家臣を毎日二名ずつ派遣して石数を確認していることについ
て、今後はこの二人を普請衆が油断しないように目付にすること。④瀬
戸と山口の石場はやがて「惣やうのわり（惣様の割）」になるため、そ

うなる前に石数を多く出すように命じること。「山出し」になってから
は人数も増員すること。⑤他大名の丁場には大角石があるようだが、細
川家の丁場には無いため、頃合いを見計らって切り出しを命じること。
⑥岡村半右衛門を山口に派遣するので、色々と申し含みを行うこと。

つまり、忠利は自身の裁量で瀬戸と山口の普請衆を指揮していたが、
実際には忠興が細かく指示を出していた。忠興は、普請衆への統制を強
めるとともに、連日の過酷な作業によって逃散することのないようにし
ている。これらを普請経験が少ない忠利に対して伝えていたのである。

また、石切場に関する情報が直接的に分かるのは、④の記述であるた
め、少々細かく確認していききたい。「惣様の割」とは、大名に石切場を
割り当てることを意味する。つまり、二十二日時点では「惣様の割」に
なっていないが、後発の大名が名古屋に到着した後、各大名に石切
場が割り当てられることを忠興が予想していた、もしくは情報を得てい
たことが読み取れる。よって忠興は「惣様の割」になる前に石切場から
可能な限り石数を多く切り出しておくよう指示したのである。また、続
いて出てくる「山出し」とは、切り出した石材を山から搬出する作業を
指す。推測を含むが、石切場を「惣様の割」にするときは、山地を区画
割りして配分したと考えられるので、「惣様の割」になる前に山から降
ろしておけば、他家に割り当てられた石丁場から切り出した石材であつ
ても、細川家の石材として扱われたのだと思われる。山出しの人数を増
やしたのは、このような打算的な思惑が働いていたためだろう。

なお、【史料3】では、後発の蜂須賀家が、細川家が先に入っていた
美濃国の石切場に駐留していた。こちらの石切場でも「惣様の割」とし
て幕府の普請奉行による再分配が行われており、各大名が石材調達しや

すいよう配慮されたことが推測される。逆に、先行して石切場に來ていた細川家では、石切場を振り分けられる前に、急いで石材を確保することにより、他家に先駆けて石材を集めていたことが読み取れる。諸大名は、普請全体の遂行については協力関係にありながら、石材調達に関しては個別に進めていることから、表には出さないものの、一種の競争が起きていたことが推測される。

しかし、忠興はこれより後、忠利に名古屋城普請の指揮を任せ、自身は病氣を理由に小倉へと帰国した。忠興が普請場を發つた具体的な時期は不明だが、閏二月二十六日付の忠興書状^⑭によると、少なくとも同日までは美濃国の石切場にいたとみられる。また、三月十八日付の忠興書状^⑮によると、三月十五日に父・幽齋の隠棲地であった京都吉田に立ち寄り、この時点では京都にいた。その後、十八日から四、五日のうちに大坂から出船する予定であったことが分かる。

一方、忠興から名古屋城普請の指揮を任せられた忠利は、国許にいる重臣衆に対して、名古屋城普請の状況報告をおこなっていた。次の史料からは、三月二十二日における石材調達の進捗状況が分かる。

【史料7】（慶長十五年）三月二十二日 細川忠利書状^⑯

尚々、何もかもたくさんニふしんばへうりニ参候故、下々とりくひ候て不成、はしり申候よし申候、被仰出候事とも、相ちかひ不申候様ニ仕候て、罷帰けさんニ可入候、以上

大かくへ申候、かうつの石も二千ハやくニ立可申候、もし又めどひ
なと候ハ、不残やくニ立可申候、以上
中つへ人を遣候間、次而なから申入候

一 忠興様へするがゝ使候間、おきつだい二百進上申候、披露あるへく候事

一 一こ、下々迄、御法度もちかい不申、無事ニ候事

一 御普請のいり、別しニ書付候て進之候、忠興様へハ被申上ましく候、かたく普しんの儀申上ましき由、被仰越候、みなみな「」度候ハんと如此候事

一 役二くハはり候、中国・四国・きの国衆ハ丹波さ、山ノふしん仕候間、今度之御ふしんハ本丸ハ不残九州・北国・みの衆仕候、二ノ丸ハ後跡之衆とも二いりニ申候事

一 御手前へ千つほほとか、り申候、石数一つほ二六あてにて、六千少よ入申候、うち四千二三百はや石御入候、残而千九百計ハ来月十日比ハ半分ハ出来可申候、其跡ハ一山石切ニかけ候て、残ハ山「」ハ車にて石なこやへ出し申候、御本丸御天主の分ハ、四月十日ノうちに五郎太も石もよせ切申候、ね石ハ五月一日と被仰出候間、何も手つかへ申事無之候、可心安候、石大ニきらせ候様ニと被仰出候、よそノハちいさく仕候ニいか、と思候へハ、御本丸天守ノ石大ニと奉行衆被申候故、被仰出候事、あい申候て、まんそく申事ニ候、よそノハみなちいさく石切候て、只々ニ成候て、よき石無之めいわく申候、少もおくれ申事ハ候ましく候、日用之銀子以下たくさんニ御残被成候へとも、何とそ入不申様ニとたんかう申事ニ候、此外替事も無之候、恐々謹言

三月廿二日

内記 忠（花押）

松井佐渡殿

か、山隼人殿

沢村大学殿

右の史料では、忠利が国許の重臣たちに名古屋城普請の進捗状況を伝えている。忠興はこの時点で既に普請現場におらず、忠利に普請の情報を決して申し伝えてこないよう厳命していた。

まず、普請における丁場割に関しては、追加動員された中国・四国・紀国衆は昨年丹波篠山城普請を実施したことから負担が考慮されていた。今回の普請では、本丸はすべて九州・北国・美濃衆が担い、二之丸は追加動員された大名衆を交えて丁場が決められるという。なお、この丁場割方針は六月三日の根石置きまでに変更されたことが、様々な史料の検討によってほぼ明らかにされている。ただし、追加動員された大名衆の負担を軽減する方針自体は変わらなかった。¹⁷⁾

石材調達に関する情報で重要なのは、次の記述である。すなわち、今回の普請における細川家の割り当ては千坪ほどで、石数は一坪につき六個ずつ必要なので、六千個少々を切り出して名古屋に入れる必要がある。そのうち四千二三百個は調達済みで、残り千九百個ほどは四月十日頃には半分まで用意できる。その後は一山を石切りにかけて、残りは車(修羅)で名古屋まで運ぶ。本丸天守の分に関しては、こちらも四月十日までには五郎太石も大石も切り出すことができる。根石置きは現時点で五月一日と聞いているが、特に支障はない。また、石材は大きく切り出すように忠興から命じられており、他家は小さく切り出していたため如何と思っていたが、本丸天守の石は大きく切り出せとの指示が幕府の普請奉行からあり、満足する結果となった。一方、他家は良き石がなくて困惑しているという。また、忠興は日用を雇う銀子を多く残していったが、忠利はなるべく使わないよう、家臣たちと相談していた。

さらに、追而書では「河戸石」¹⁸⁾についての情報も確認できる。河戸石

は、美濃国の石切場でとれる砂岩であり、名古屋城の現況石垣にも河戸産とみられる石材が確認されている。【史料5】では、津屋にはよき割石が存在しないと忠興に評されていたが、忠利には、河戸石も二千個は役に立つと評されており、「目土居石」にするならすべて使えると述べられている。

右の要点をまとめると、忠利は細川家の普請丁場で必要な石数を六千個と見積もっており、石出しから一ヶ月ほど経った時点で四千個以上は確保できていたことが分かる。また、残りの石材も来月十日には確保できる見通しが立っており、細川家は比較的順調に石出しができていたもので、余裕をもっていたことが読み取れる。また、河戸石に関しては、そのうち二千個で、この時点では役に立つという認識があった。

また、細川家は本丸天守の石垣についても調達していたことが読み取れる。天守台石垣は最終的に加藤清正の担当場所となるが、石材については諸大名にも納入させる方針であったとみられる。九月時点で幕府の普請奉行が毛利秀就に宛てた書状¹⁹⁾では、秀就が毛利家の丁場以外に用いる石材を納入していたことが確認できるため、諸大名は各自の丁場で使う石材のほかに、大石や五郎太石などの納入も役儀となっていたことが推測される。忠利は忠興の方針を守り、天守台に用いても耐えうる石材を用意できており、満悦していた様子がうかがえる。

しかし、実際の現場では、国許に伝えた内容とは状況が異なっていた。

【史料8】(慶長十五年)三月二十七日 細川忠利書状²⁰⁾

尚々、山口いて候の事念を入候へハ、又人をくわへられ候よし、尤二候、左様なく候ハ、百姓き、申ましく候、いそかしく候て、

書状之一封うけてハ不申候、何れもかつてん旨に候、人のあまり候事ハ奉行かたへ申遣候、以上

又此市正と其方へ之状、よく、見らるへく候、已上

態と人を可遣と思候処ニ、人をさしこされ候間申候

一其元江石之出様角石のわれ候事、一たん成書状之ていにて候事、一弥来月一日迄と心えられ候様ニと夜前奉行共申候、我々さん用しらす候故か、其分にてハ石御やく儀ニたり申ましく候と思候、其しさいハかうづより来候石、中々やくニ立申事ハまれにて候、本丸ニハねんもなく候、うへ江成候ハ、つき可申候へ共、野つらがましにて候、見られ不申候事、

一人のあまり候事、奉行かたへ申遣候間、さためて車ニかけ可申候、其段は奉行より可申候、恐謹言

内記

三月廿七日

御判

長岡内膳殿

右の史料は、三月二十七日に忠利が長岡内膳に送った書状で、【史料7】の五日後の状況が分かる。内膳は閏二月から山口で石出しを担っており、この時点でも忠利の元で補佐をしていたとみられる。忠利は内膳に石の出し方や角石が割れることについて、書状にまとめて出すように命じている。また、来月一日までに石材を調達するよう奉行たちから念押しされているが、忠利はこの期限では「石の役儀」には間に合わないと考えていた。ここでいう「奉行」というのは、幕府の普請奉行ではなく、忠利の下で普請を統括する立場の家臣たちで、後述する「三人奉行」

のことだとみられる。なお、文中の来月一日というのは、そのまま四月一日とも解釈できるが、【史料7】と照合した場合、来月ではなく五月一日と読み取ったほうが辻褃は合うだろう。

期日までに石材が用意できない理由は、河戸から来た石材が役に立つことが稀であり、本丸には使えず、積み上げるにも野面石のほうが多いのであるためだとされている。河戸石の二千個が使えないため、石材が足りない状況に陥っているのである。こうした状況から、忠利は追而書で内膳に、山口で追加動員して石材を調達するよう命じていた。また、もしも人が余った場合は「奉行方」に告げるようにとも述べている。

忠利は、五日前には国許に余裕があると告げていたにも関わらず、河戸石が使えないことが発覚して焦っていた。細川家は早期から石材調達を始めていたが、集めた石材が普請現場で役に立たず、それによって納期に間に合わない状況になっていた様子がうかがえる。石材調達の結果で状況が左右され、負担や苦労が増していった事情が推測される。

こうした石材調達の問題が解決したのかを直接的に示す史料は確認できないが、半月後の忠利書状では、別の課題について記されている。

【史料9】（慶長十五年）四月十九日 細川忠利書状²¹

（切封端裏書）

「松井佐渡殿

加、山隼人殿 内記

沢村大学殿

まいる 「」

一筆申候

一爰元御普請、忠興様被成御座候時二、三増倍ニ成申候事、
一忠興様此地ニ御座被成候時、御普請之儀申上間敷候由、我等かたへ被
仰置候、其後、上方よりも有無ニ申上ましき由御書ニ候、奉得其意候
由、御請申上候事

一三人奉行かたの銀子取ニ進上申候、此儀ハ前かどの少々当前之分にて
も入候ハ、可申上之由、被仰置候、其上過分之当前にて候故、申上候
由ニ候、尤と申候、其銀子之入候事、いか様之様子にて入候事、皆も
其地にて合点参間敷候間、為其、普請之当前・絵図・石之つもり、各
迄申遣候由、三人之奉行申候、銀子取ニ下候上ハ、左様ニなく候者、
其元ニ而合点参ましく候間、尤と申候、必々御普請之儀被申上間敷候、
銀子御下シなく候へハ御普請不成はずと三人申候間、彼の所其心得あ
るべく候、以来何とて是程をくれ候ハ、申上候ハん哉と可被仰越と
存候へとも、前かとより普請之儀有無ニ申上間敷候由、被仰出候間、
不申上候事

一委細爰元之様子ハ吉田茂左衛門可申候間、不具候、恐々謹言

卯月十九日

忠利(花押)

右の史料では、先ほどの【史料7】と同様、忠利が国許の重臣に普請
状況を報告しており、石材調達に関する資金繰りについての情報が分か
る。

名古屋城普請の費用は忠興が現地にいた頃よりも三倍に増加してい
た。忠興がいた頃とは、閏二月下旬から三月上旬を指すとみられるので、
一ヶ月余りで費用が急激に増えたことになる。そのため、忠利は苦境を
打開すべく、重臣衆に金策を願っている。すなわち、忠利は「三人奉行

方」から、国許より追加の銀子を請け取るようにとの進言を受けた。三
人奉行とは、名古屋に派遣されていた細川家の普請奉行のことだと思わ
れる。この三名については、丁場割を国許に報告した四月十八日付「名
古屋御役儀ノ総高」²²を連署で出した三名、岡村半右衛門、戸田助左衛門、
中嶋左近大夫のことを指すと考えられる。彼らの具体的な活動内容とし
ては、普請の算用や幕府の普請奉行との折衝であったとみられ、彼らの
具申によって、忠利は追加の銀子が必要であることを国許の重臣衆に伝
えたのである。また、三人奉行は、忠興が銀子を残していったにも関わ
らず、追加で銀子が必要になるとするのは、重臣衆にとって合点がいか
ないと思うので、普請の現況・絵図・石の算用をそれぞれ重臣衆に申し
遣わすよう、忠利に進言した。さらに三人奉行は、銀子の請け取りが認
められなければ、普請役を遂行することはできないとまで述べていた。
銀子が過分に必要になった理由は、先に見た通り、石材調達が間に合
わない恐れが生じたことで、普請衆を追加動員したためであると推測さ
れる。忠利は忠興に決して告げぬように念を押しつつ、普請役を遂行で
きるよう、重臣衆に対して金策を願い出たのである。

また、【史料9】の記述を見る限りでは、この忠利の要請に際して作
成されたのが、先述した「名古屋御役儀ノ総高」である可能性が想定さ
れる。同史料は何度か内容が検討されているため、ここでは詳細を省く
が、名古屋城普請に動員された大名の普請役高と丁場の割り当てがま
められた覚書で、岡村ら奉行衆から国許の重臣衆に送られている。この
割り当ては、【史料7】に示されていた本丸と二之丸の割り当て方針に
ほぼ合致するため、四月十八日時点における丁場の割り当て予定とみて
間違いない。名古屋周辺にいる忠利や奉行衆は、こうした情報を逐次国

許と共有して、追加の資金繰りや普請衆の動員をしていたことが読みとれる。

その後、金策に関しての続報は確認できないが、忠利は普請役を務めていったとみられる。だが、五月十四日になると、忠利は三人奉行の一人である岡村半右衛門を手討ちにする事件を起こす。この事件については、後藤氏の先行研究に詳しいため詳しく触れないが、次に引用する史料には石切場などに関する情報が出てくるので、要点を見ておきたい。

【史料10】（慶長十五年）五月十四日 細川忠利書状²³

岡村半右衛門尉事

一 山口にて普請之割符同被仰付候、車道之松切候而石出可申と申候時、ぬし我等二たいし申分、其所二一度ハ内膳・助左衛門、一度ハ市正・内膳居申候事

一 牧助右衛門尉殿へ我々と阿波守殿・毛利伊勢守殿同道申、駿河へ被参候暇請ニ参候之時、無礼之事何も供之小性共可存候、其後小右衛門尉を使ニ仕申候間、小右衛門尉可存候事

一 河津へ我々着候時、慮外之仕合、中嶋左近、其外二三人居申候、失念申候、我々供ニ参候小性共ハ不残見申候事

一 万我等前にて御普請之儀談合ニ参候刻、主申やう何も可為迷惑候、我等ハ不及申候事

一 古井村にての普請之談合之時、不聞申様、木下右衛門尉殿も御座候、内膳・市正・左近・助左衛門尉・大隅居申候事

一 五月十一日ニ御法度そむき候囚人切候之時、名古屋御小屋場にて人の出入、我々を留談合申候時之申様、誠傍輩にても堪忍不成申様にて候、

近所ニ内膳・大隅・市正・左近・助左衛門尉居申候、此外ハ少間ををき何も居申候事

一 右之分ハ御為と存、其上如此御奉行ニ被仰付候故、堪忍いたし候、然処五月十三日ニ根石之事申而、老人我等所へ参候、其時此中之申様、余なる仕合、已来堪忍成ましき由申候之処ニ、尚以不聞申様ニ候之間、堪忍不成成敗仕候、此段々以御機嫌、何とそ申上候而可給候、迷惑なる仕合可申様無之候、右之儀少も偽ハ候間敷候、尚主馬助可申候、何とそ能様ニ被申上候而可給候、以上

五月十四日

内記

松井佐渡守殿

加々山隼人殿

沢村大学殿

右の史料では、忠利が岡村半右衛門を手討ちにしたことを、重臣衆に報告している。岡村半右衛門は【史料6】で忠興が忠利の元に派遣した人物でもあった。この書状では、岡村を手討ちにした理由を列記して忠利が弁明しているが、その中に石材調達や石切場の状況について断片的に分かる記述が何点か存在するので、ここでは岡村の所業ではなく、石切場の状況に着目して確認していきたい。

まず、山口の石切場にて普請の割符、つまり石丁場の割り当てが実施された際、車道の松を切って石出しをしたときの、岡村の物言いが悪かったという。その場には、一度は長岡内膳と戸田助左衛門、一度は魚住市正と長岡内膳がいた。彼らは忠興や忠利の書状で度々登場した家臣たちである。石出しの際に石材を運搬するため、松を伐採したことしかわか

らないが、山口の石切場における作業の一端が読み取れる。

また、忠利が河津(戸)に到着した際、岡村が慮外の行動を取ったという。その場には、中嶋左近ら数名がいたとされる。忠利は閏二月時点で山口にいたが、忠興が帰国した後は、河戸の石切場にも赴いていた様子が分かる。中嶋左近は岡村と同じく「三人奉行」なので、忠利は岡村や中嶋を同行させて、細川家の石切場を巡っていた様子が推測される。

また、忠利が古井村という場所で、普請の談合をしていた際、岡村が話を聞かなかったという。この場にいたのは日出の大名である木下延俊のほか、長岡内膳らの家臣であった。古井村とは、名古屋城の東にあった地名で、名古屋城の近郊地である。山口や瀬戸から名古屋に石材を運ぶ際の経由地であったとみられ、忠利は、石材を名古屋まで運ぶ際に、親密な他家の大名と普請に関する相談をしていたことが分かる。

さて、石切場の話とは異なるが、五月十一日には、忠利は名古屋の小屋場で普請の談合をしている。また、同十三日には、根石の事で岡村が一人で忠利の元に来て、忠利はその際の物言いが堪忍できずに手打ちにしている。この情報とこれまでみてきた史料を踏まえて、忠興および忠利の動向を見ていくと、石材調達の具体的な流れを追うことができる。ここからは、細川家の石材調達の経緯をまとめておきたい。

忠興が名古屋を訪れたのは閏二月十日頃で、同じく十日には津屋の石切場にいた。忠興の家臣たちは、津屋のほか、名古屋、山口、熱田に点在しており、閏二月の時点では、堀普請と並行して山口と津屋を拠点に石材調達を行っていた。忠興は津屋、忠利は山口におり、長岡内膳のような重臣格や、岡村・戸田・中嶋のような普請の取りまとめ役を各地に配置して、石材調達を実施していたのである。この間、忠興は石材の種

類を考慮して、津屋での石出しを継続しつつ、より良質な石材の取れる山口の石切場に指示を出して、石材を効率よく集めようとした。特に後発の大名が石切場に来る前に、石材を可能な限り集める方針を立てており、石材調達には一種の競争が働いていた。具体的な石切場としては、津屋・河戸・駒野・山口・瀬戸が登場しており、忠興や忠利は、これらの地域を行き来しながら、家臣たちに指示を出していた。

三月になると、忠興は忠利に普請現場を任せて帰国した。忠利は国許と連絡を取りながら普請を進めていたが、三月下旬には津屋や河戸から調達した石材が使い物にならないことから、石材調達の期日に間に合わない懸念が生じ、山口の普請衆を増やすことにした。だが、増員などが原因で普請費用が当初の三倍にまで膨れ上がったため、忠利は国許に追加の銀子を要求して金策を図った。五月になると、石切場での石材調達が一区切りして、名古屋で石垣積みが始まる直前になり、忠利は名古屋に来ており、十三日に根石のことを話に来た岡村を手打ちにした。

名古屋城の根石置きが実際に行われたのは六月三日なのはほぼ間違いないため、忠興や忠利らの動向とも矛盾なく繋がるだろう。現状では細川家の文書でしか具体的な石材調達の流れがたどれないが、どの大名家もおおむね同様の経緯で石材調達をしていたことが推測されるだろう。

(2) 山内家

ここまでは細川家の関係文書から石材調達の流れを詳しく見てきたが、他家の石材調達についても触れておきたい。細川家に次いで石材調達の状況が分かるのは山内家である。山内家は閏二月二日に追加動員された大名であり、さらに普請命令が發布された際、当主の山内忠義が駿

府にいなかったため、国許への情報伝達に遅れが生じた。同月六日と十五日には、忠義が国許に普請衆を催促する書状を送っており、十八日には、忠義の要請を受けて、山内家の家臣たちに普請衆の出役が課された。⁽²⁸⁾

次に引用する閏二月二十九日付の山内忠義書状から、名古屋城普請における忠義の石材調達に関する認識が分かる。

【史料11】 閏二月二十九日 山内康豊（忠義）書状

尚以御普請道具大形被申付上せ候由尤二候、石舟共いそきのほせ候様ニ可被申付候、とかくなこやの御普請大石くり石をとり候事ハ舟より外ハ無之と相聞候間、当年の御普請おくれ候ハんも又餘なみニ出来すへき事も舟までと申候間、ゆだんなく五そう三そうツ、なり共いそきいそき上せ可被申、一度にそろへ候てのほせ候ハ、おそく候ハんまで可有其心得候、猶追々可申候
一なこや御普請之事先書ニ如申遣候、道具以下何も堅被申付可被差上候、普請之者共ハ定而此比は石場へ可相着と存候間、其段此書中ニ不申遣候事

一石舟共能々切合舟にてのほせ此方にて針をささせ候様ニ可被申付之由尤二候、何もいそきいそきのほせ可被申候事

後二月廿九日 康豊（花押）

山内掃部殿

右の史料では、忠義が国許の家臣である山内掃部（前野豊成）に対して、普請衆や石船を上らせるよう指示を出している。先書とは、前号で

引用した閏二月十五日付の忠義書状とみられ、早急に普請衆の名古屋派遣を要請する内容であった。この書状の本題は石船についてであり、早々に名古屋まで上らせるよう命令し、尚書きでも急ぐよう念を押している。忠義は、名古屋城普請では大石や栗石を集めるには船のほかはないと聞いており、今年の普請が遅延するかどうかは船の用意にかかっていると認識していた。三〇五艘ずつになったとしても、一斉に送るのではなく、準備が整った船から矢継ぎ早に名古屋まで送るよう指示を出している。

石船が多数必要だと思いついたのは、名古屋城の地理的環境を考慮したのは勿論、先行して名古屋に来ていた大名家が石船で石材輸送をしている状況を実際に確認したためだと思われる。先に見た【史料1】から、三月十一日時点で伊勢湾に石船が多数集まっていた状況が分かるので、九州の大名だけでなく追加動員された中国・四国の大名が石船を動員した結果、熱田の湊から船が無くなるほどの混雑になったのだろう。

山内家に関しては、名古屋周辺の石切場での情報は確認できない。しかし、少し期間が開いた四月二十七日に、国許の土佐にいた忠義の父・康豊が、名古屋に駐留する忠義に石船に関する書状を送っている。

【史料12】 四月二十七日 山内忠豊（康豊）書状

（中略）

小間目石舟も追々石をつみ、日より次第二まわし候計ニ仕立置候、最前遣候石より猶々よく候由申候、宿毛左衛門佐無油断情を入候、我等もの共も付置堅申付候、可御心安候、人夫も一兩日中ニ可差上候間、其御心得尤二候

態申入候、仍永々其許御詰にて御大儀難申尽候、其地之様子可為御迷惑

と令察候、然ハ石舟之儀度々承候、未其元参着仕候由、何共笑止ニ存候、先舟ハ四五十日以前当津令出船候間、内々此比ハ其表可為着津と存候処ニ、無其儀之由無御心元存候、此方にて万事申付候儀、毛頭如在無之候へ共、渡海不如意之故、不任心中ニ迷惑申候、此方ニ居申空も無之候

(中略)

卯月廿七日

修理(花押)

松 土佐守殿

右の史料では、康豊が土佐から派遣する石船について、忠義に伝えている。康豊は普請場に詰める忠義を労い、その苦勞を察している。忠義は石船のことについて、度々要請をおこなっていた。康豊は「いまだに石船が(名古屋に)参着しないのは笑いごとではない」と述べており、忠義の要請を受けて土佐から船を送っていたが、いまだ普請現場に到着していなかった様子が読み取れる。先発させた船は、四〇五十日前、つまり三月には土佐を出ており、康豊としては既に到着したと思っていた。土佐での差配は万事進めているが、渡海はどうしても不確定要素があり、土佐には現状、空船も無いとしている。

さらに追而書には、小間目という場所で石船に石を積載して回漕していたことが分かる。「小間目」とは、土佐国西部にある海岸沿いの湊で、後世には「古満目」と称された。小間目に近い山間部には「頭集」という地名があり、石材の産地として知られていた。²⁶⁾ 山内家は、名古屋近辺だけでなく、国許からも石材を調達していたのである。

名古屋城普請において領国から石材を調達する行為は、他大名家も実施していたと考えられる。池田輝政は領国である播磨で産出される竜山

石を運んだとされ、現況の名古屋城石垣の池田丁場でも竜山石とされる石材が確認されている。ただし、池田家が領国から石材を運んだという文献史料は確認されていない。また、浅野家は領国の紀州から産出する熊野石が浅野丁場で確認されているほか、国許から石船を動員した史料が確認できるが、石船に石材を積載していたのかは直接書かれていない。だが、山内家の記録から、名古屋城普請の際に領国から石材を運んできた実例が分かるため、他大名家でも同様の方法が採用されていたことが推測される。池田・浅野とも、領国が比較的名古屋城に近いため、石材輸送した可能性が高いだろう。²⁷⁾

さて、五月二十七日付の山内康豊書状では、小間目の石材に関する内容が引き続き確認できる。ちょうど一ヶ月前に出された【史料13】と関連する内容であるため、こちらも検討していきたい。

【史料13】(慶長十五年) 五月二十七日 山内忠豊(康豊) 書状

(中略)

飛脚参候間一書申入候、先舟着岸以後追々出船候へ共、雨ニ付而海路ニかかり居候、舟打続参着候哉、其後は御左右も不承候間、無御心元存候、小間目之石舟之儀はや上のかやまて出候て日寄を相待候へ共、此方事外長雨ふりにて当月中は一切天気明不申、一昨日廿五日より二三日日寄能成さう二候之間、定而上のかや迄出候ハんと存候、御本丸も今時分根石をもをかれ候ハんと存候間、一日も急石舟を遣候様ニと存候へ共、天气悪候故、不任心中、此方まで昼夜あんし申計候、石舟当国海上を出候ハ、随其左右可申入と存候て、延引候へ共、飛脚参候間、先一書令申候、上のかやの舟出次第二猶具ニ可申入候、此方城中無何事お国も一段息災ニ

候間、可御心安候、追々可申入候、恐々謹言

五月廿七日

山 修理 忠豊（花押）

松 土佐殿

右の史料では、康豊が忠義に対して、小間目から送った石船のことを伝えている。すなわち、先発した船が港に着いて以降、追々出船しているが、雨で海路を進むのに時間がかかっている。船が続々と到着しているかは把握できていないため、心許なく思っている。また、石船については「上のかや」まで到着しており、安全に出航できるような日を待っていたが、土佐では殊の外長雨が続いており、五月中は好天にならなかった。しかし、一昨日からは好天に恵まれたため、上のかやまでは到着していると考えている。名古屋城の本丸は根石置き頃の合いだと思うので、一刻も早く石船を遣わすべきだと考えてはいるが、天気が悪く心許ないため、当方でも昼夜心配している。石船が土佐の海上を出発してからは様々な要因で延引してしまいが、まずは状況を伝えておく。上のかやの船が出船したならば、追って連絡する。というふうな解釈できるだろう。

右の内容から、小間目に石船を送って石材を積載することは、五月二十七日になっても続けられていたことが分かる。また、既に名古屋では根石置きの時期が決定しており、土佐にいる康豊にも情報が伝わっていた。山内家では五月段階でも石材調達を継続していたのである。冒頭で紹介した島津書状では、七月でも福島家や寺沢家の石船が伊勢湾に多数いた様子が確認できるため、石垣積みの中でも石材調達が実施されていたことは明らかだろう。山内家は、名古屋城での石垣積みが始まるうとしていた時期に差し掛かっても石材の確保に動いていた。後発で参

加して準備期間が足りていなかった山内家では、石材確保に関しての懸念が多く、忠義は名古屋から頻繁に石船の催促をしていたのである。

土佐にいる康豊は、一刻も早く石船を送ろうとしているが、五月中の悪天候によって船の運航に滞りが生じていた。史料中に出てくる「上のかや」という地名は、現在の「上ノ加江」を指すとみられ、高知と小間目の中間に位置する湊である。康豊は上のかやまで船を送って、小間目で石材の積載を実施していたようだが、天候に左右され、運搬に苦労していた様子がうかがえる。

なお、六月八日付の康豊書状でも、小間目の石船は回漕に難儀していたようで、好天を受けて「上のかや」から「津呂」を経由して「三崎」まで船を送ろうとしたが、天候が悪化して上のかやまで戻る羽目になっていた。²⁸これらの湊は高知から小間目に向かう際の中継地とみられ、根石置きの後でも土佐での海上輸送に苦労していたことが分かる。その後、六月十九日付の山内掃部書状によって、小間目の石船がようやく海上まで出たことが分かる。

こうした苦勞をしてまで国許から石材を運んだ理由としては、名古屋近郊の石切場での石材調達だけでは石材が不足していた可能性が考えられる。後発で石切場にやってきた山内家では「惣様の割」で石丁場が割り当てられていたとしても、石材が名古屋城での石垣積みまでに十分用意できていない状況であり、早急に領国から石材を運ぼうとしていたのである。

(3) 毛利家

山内家と同じく後発組の長州毛利家に関しても、具体的な情報ではな

いものの、石材調達に関連する史料が確認できる。ただし、毛利家は山内家よりも円滑に石切場の確保が進んでいたようで、忠義ほどの焦りは生じていなかった。前当主である毛利輝元は、追加動員を受けた後、閏二月十四日には名古屋城普請における掟書を定めており、普請衆の尾張到着を三月十三日に予定していた。²⁹

ここでは毛利家の石材調達の状況が分かる史料について、順番に引用して確認したい。まずは、前号でも引用した、閏二月十九日付の輝元書状である。

【史料14】（慶長十五年）閏二月十九日 毛利輝元書状

其元石場之趣、対西三人申越書中令披見候、方々手遣苦勞之段無申計候、其故石数も出来之由別而安堵候、打続之儀候へ共、福越後申次第肝煎不可有緩候、猶井四郎右・榎中務所より可申候、かしく

壬二月十九日

宗瑞様 御判

栗屋太郎右衛門尉とのへ

三浦内左衛門尉とのへ

右の史料では、輝元が、家臣の栗屋太郎右衛門と三浦内左衛門に対して石場の確保を労っている。これによると、輝元は石場について栗屋と三浦の報告を受けており、石数が確保できる旨を聞いて安堵していた様子³⁰がうかがえる。前号にて引用した閏二月十八日付の輝元書状では、「尾州名護屋之御普請俄仰出」との文言が確認できるため、毛利家としても突然の普請動員であったことが分かるが、普請に慣れた三浦が駿府にいたことで、迅速な対応ができたと評されている。³⁰

続いて、四月八日の輝元書状では、輝元が毛利家の重臣で当時江戸にいた梶杜元縁に対して、名古屋城普請での石材調達について述べている。

【史料15】（慶長十五年）四月八日 毛利輝元書状

対榎中申越書中披見候、其表無事之由肝要候、九州邊之儀も同前之由承知候、越中殿先頃帰国候哉、珍儀とも候ハ、可申越候

一江戸より左右候哉、是又無事之由肝要候、依而尾州普請之儀、此方手前石なども歴々有之由候之條、惣なみにハ可相調之由、今朝申越候間安堵候、次其方事、弥御気分よく候哉可然候、先以、其表在番可仕之由被申上候哉、一段可然候、何編珍儀候ハ、互可申聞候、かしく

卯月八日

宗瑞公 御判

梶下

右の史料の内容を見ていくと、尾州普請のことについて、毛利家で調達した石材が歴々とあり、「惣なみ」、つまり他家と同等に揃った状態であったことが分かる。梶杜は名古屋城普請における石材調達の状況を萩にいる輝元に伝えており、輝元は安堵していた。また「越中殿（細川忠興）」が先日帰国したとの話にも触れており、名古屋での他大名家の情報³¹を気にしていた様子もうかがえる。

また、翌五月十五日の輝元書状では、先に出てきた三浦内左衛門に対して、石材調達に関する書状を送っていたことが分かる。

【史料16】（慶長十五年）五月十五日 毛利輝元書状

其方事、去年以来方々相詰、心遣苦勞之段申も疎候、此度之御普請、此

方手前之儀兩人仕置才覚之故、石など大分有之付而、取積惣なみ可相調候由安堵候、仍而銀子拾枚遣候間、猶此者可申候、かしく

五月十五日

宗瑞様 御判

三浦内左衛門とのへ

右の史料では、名古屋城の普請役において石切場の確保に尽力した三浦内左衛門に対して、輝元が労いの言葉を述べている。三浦は昨年以來駿府に詰めており、名古屋城普請においても三浦と栗屋の才覚によって石材が大分揃っていた。輝元は他大名と同等ほど調達できたことに安堵し、三浦に銀子十枚を遣わしている。

これら三点の史料から読み取れる、毛利家の石材調達の経緯をまとめておきたい。まず、毛利家は山内家と同様に急遽名古屋城普請に動員されたが、三浦や栗屋の尽力によって、閏二月十九日の段階で石数を調達する目途が立ち、萩にいる輝元に報告した。その後、四月八日には、毛利家が調達した石材が他家と「惣なみ」には揃っており、輝元は安堵している。五月十五日には、現地で尽力した三浦に対して、石材が大分揃っていたことに対して安堵している旨をあらためて伝えている。断片的な情報しか分からないものの、四、五月の時点で石材調達が順調に進んでいた様子がうかがえる。

なお、毛利家については、三河国幡豆郡の沿岸地域に石切場を持っていた可能性が高い。幡豆郡の安泰寺にある位牌には、慶長十五年五月三日に「石割奉行尾城立時逝」という銘文があり、同寺の檀那帳には「居城長門国淡屋次郎衛門」という名前が記されている。彼に関しては、長州藩の記録から確認できる、五月四日に尾州で死去した「栗屋次郎右衛

門」もしくは「淡屋次郎左衛門」と同一人物だとみられる。石割奉行という役職は位牌銘文にしか確認できないが、毛利家が幡豆郡に持っていた石切場で現場指揮を執っていた家臣であり、五月三日もしくは四日に現地で死去したことが推測される。折しも五月三日には、大雨で木曾川が増水して名古屋に運搬していた木材が流出するという記録が確認できるため、やや離れた幡豆郡でも悪天候であった可能性がある。石船の難破など不慮の事故によって淡屋次郎衛門が死去し、現地の寺院に葬られた可能性が想定されるだろう。当時の史料に登場する数少ない石切場の情報であるとともに、石船を用いた石材調達が危険をとまなかったことが推測できる。

おわりに

ここまで、名古屋城普請における石材調達の方法と石垣積みに至るまでの経緯、史料上から特定することのできる石切場の場所について確認してきた。最後に、本稿で明確にできた情報について整理しておきたい。

まずは、石材調達の経緯についてまとめておきたい。慶長十五年正月に名古屋城普請の動員を受けた北国・九州の大名は、閏二月には名古屋城近郊の石切場にきて石材調達を開始していた。細川家の動向をみるに、石切場は遠隔地の複数箇所が存在しており、大名家は普請衆を分散して、各地の石切場で石材調達を実施していた。三月には根石置き（23）の時期が五月一日と決められ、細川家では必要な石数を期日までに揃える必要があった。しかし、各石切場での石質の違いなどで、想定よりも石材調達が滞っており、細川家では追加動員のために出費がかさむこととなり、苦境に陥っていた。こうした状況もあつてか、他大名家でも石材調達に

遅れが生じたとみられ、実際の根石置きは六月三日に実施されることになったと推測される。ただし、細川家の場合、五月には細川忠利が名古屋に来ていたので、五月段階では石材調達有一段落ついていたと解釈できるだろう。

また、後発で名古屋城普請に動員された山内家では、名古屋近郊での石材調達のほか、国許である土佐から石材を石船に乗せて運んでいた。山内家では石材調達に遅れが生じていたのか、根石置き直前の五月二十七日や根石置き直後の六月八日になっても土佐から石材を運んでおり、石材調達に苦勞していた。一方、同じく後発の毛利家では、普請に慣れた家臣の尽力によって、山内家よりも円滑に石材調達を進めていたことが推測され、他家と同等の石材調達に成功していた。

諸大名の石切場に関しては、細川家の史料に登場した美濃国の津屋・河戸・駒野、尾張国の山口・瀬戸が具体的な石切場として挙げられる。また、毛利家に関しては、三河国の幡豆郡沿岸に石切場があったとみられる。残石のある三河湾の篠島や美濃国の船来山なども石切場とみられるが、史料上は確認できないため、今後の史料発見がまたれるだろう。

なお、こうした石切場の分布を見ると、山内忠義が「名古屋城普請での石材調達は船がないと始まらない」と評していた理由が理解できる。すなわち、三河国や美濃国の石切場は近くの河川や海湾から伊勢湾を経由して運ぶ必要があり、山内のほか、浅野や池田など一部の大名が遠方の国許から石材を運ぶ際も石船が必須であった。細川家は山口から石材を運ぶ際に車（修羅）を用いているため、石船が使えない場合は陸路で運搬していたことが分かるが、主要な石材は海路で運ばれていたのは想像に難くない。義演が記した熱田湊の様子を合わせて考えると、伊勢湾

の混雑ぶりが分かるだろう。普請における石材調達は、動員だけでなく大規模輸送が必要であり、実際の石積みよりも苦勞が絶えなかった実態が、今回検討してきた史料から読み取れる。

本来は、諸大名が実施した普請衆の動員に関する具体的な情報や、諸大名が普請現場で発布した掟書に関しても検討すべきではあるが、今回は紙面の都合上、石材調達の経緯に限って検討した。また、石材調達の後におこなわれた、名古屋での石垣積みに関する経緯や実情、普請終了後の大名たちの動向についても触れるべきではあるが、こちらもそのままで踏み込むことができなかった。これらの点は、今後の検討事項としてい。

註

- (1) 堀内亮介「大名家文書からみた名古屋城公儀普請(一)―助役大名の動員過程について―」(『名古屋城調査研究センター研究紀要』第六号、名古屋城調査研究センター、二〇二五年)
- (2) 考古学的見地からの石切場比定については、田口一男・佐藤好司・中野光孝「石材から見た名古屋城石垣」(『教育学部紀要』第十二号、椋山女学園大学教育学部、二〇一九年)に詳しくまとめられている。
- (3) 「旧記雑録 後編 卷六十五」(『鹿兒島県史料 旧記雑録後編四』所収、文書番号六三八、鹿兒島県、一九八四年)、文書番号七一六。
- (4) 原本は醍醐寺所蔵、東京大学史料編纂所謄写本(第十五)。「大日本史料 第十二編六冊」に該当箇所を翻刻所収。
- (5) なお、四月十五日付加藤清正書状(『新熊本市史 史料編第三卷近世I』所収、一九九四年)では、清正が同日以降、名古屋城普請に向かう旨が記されているため、このとき清正自身は渡海しておらず、清正が派遣した普請衆が石船を回漕していた可能性が高い。

- (6) 後藤典子「細川忠興・忠利父子の名古屋城石垣普請」(『史料が語る 名古屋城石垣普請の現場』第四章、名古屋城調査研究センター、二〇二二年)
- (7) 「綿考輯録 卷十八」(『綿考輯録 第二卷』所収、一九八八年、出水神社)。
- (8) 忠興と忠利の動向については前掲(6) 後藤論文を参照のこと。忠興については、閏二月三日付細川幽斎書状(『松井文庫古文書調査報告二』所収、文書番号六六一、八代市博物館、一九九六年) および閏二月九日付細川忠利書状(『松井文庫古文書調査報告書十五』所収、文書番号二四六一、八代市博物館、二〇一一年) から、名古屋に赴く直前の動向が具体的にわかる。
- (9) 『松井文庫所蔵古文書調査報告一』所収(文書番号五―三―四、八代市立博物館、一九九六年)
- (10) 行基寺所蔵文書(岐阜県海津市)、『南濃町史 史料編』(一九七七年) 所収。
- (11) 前掲(7) 同書所収。
- (12) 前掲(7) 同書所収。
- (13) 東京大学史料編纂部『大日本近世史料 細川家史料二』(一九六九年) 所収。
- (14) 閏二月二十六日付細川忠興書状(三淵文書、内藤昌編『名城集成 名古屋城』(小学館、一九八五年)に翻刻所収)。文中から、江戸にいた長岡右馬助(三淵重政)が忠興のいた江戸の石切場に書状を送っていたことが分かる。
- (15) 三月十八日付細川忠興書状(『松井家譜』所収、前掲(14)に翻刻所収)。
- (16) 『松井文庫所蔵古文書調査報告八』所収(文書番号一六〇七、八代市立博物館、二〇〇四年)。
- (17) 及川亘「名古屋御城石垣絵図」を読む(前掲(6) 同書第二章)などで検討されている。具体的には、本丸と二之丸で分担するのではなく、前年篠山城普請に参加した大名以外の役高を石高の三割増にして負担に差をつけた。
- (18) 江戸石については、横井時綱「名古屋城と江戸石」(『郷土文化』第二十一卷第二号、名古屋郷土文化会、一九六六年)でも紹介されている。名古屋城石垣には、角石ではなく石垣石(築石)として使われることが大半である。
- (19) 九月二十五日付佐久間河内守等連署書状(山口県文書館蔵「毛利三代実録考証」所収、『山口県史』資料編近世一(下)、一九九九年に翻刻所収)。
- (20) 「綿考輯録 卷二十八」(『綿考輯録 第四卷』所収、一九八九年、出水神社)。
- (21) 前掲(16) 同書所収(文書番号一四九六)。なお、前掲(6)の後藤論文では、四月十三日付細川忠興書状を引用し、千石夫を動員した堀普請が実施されたことを推測しているが、同史料では国許に戻ったはずの忠興が松井康之に指示していること、後々の忠利書状に本件の情報が無いこと、忠利の側にいるはずの戸田助左衛門が名古屋近郊にいないことから、慶長十五年ではなく翌慶長十六年の発給である可能性が想定されるため、今回は検討から外した。
- (22) 熊本大学所蔵「松井家文書」。写真と翻刻は前掲(6) 同書の巻頭に掲載。岡村・戸田・中嶋の連名文書である。また、戸田と中嶋は名古屋城の普請丁場割図にも名がみえるため、後述のとおり途中で手打ちにされる岡村を含めたこの三名が、幕府との折衝役であったと推測される。
- (23) 前掲(20) 同書所収。
- (24) 山内忠義の名乗りについては複雑なので、前号でも示したが改めて解説しておく。彼は藩祖一豊の甥であり、忠義とは、慶長十五年三月に土佐守に任ぜられた際、將軍秀忠から偏諱を賜り改名した後の名乗りである。それ以前は慶長九年に実父で一豊弟の修理亮康豊から名前を継承して、対馬守康豊を名乗っていた。また、実父修理亮は、慶長九年から忠豊を名乗った。なお、修理亮の忠豊という名乗りについても、後々忠義の嫡子に継承されることになる。本稿では混乱を避けるため、息子を山内忠義、父を山内康豊という表記で統一する。
- (25) 「御手許文書」(『山内家史料 第二代 忠義公記 第一篇』所収、山内神社宝物資料館、一九八〇年)。以下、【史料11・12・13】および、後述の六月八日付山内康豊書状、同

十九日付山内掃部書状も同様。

(26) 古満目と頭集は現在の太月町の地名である。土佐国の地誌「南路志」によると、天正年間の大坂城普請の際には、当時の領主である長宗我部元親によって古満目から石材が運ばれ、近隣の頭集には二百年近く経った寛政五年でも、巨石が多く残されていたとされる(「土佐国史料集成 南路志 第三卷」(高知県立図書館、一九九一年)所収)。

(27) 竜山石と熊野石については前掲(2)論文を参照のこと。浅野家については、三月七日付浅野幸長書状(「三原浅野家文書」、『三原市史 第五卷 資料編 一二』(一九八一年)所収)に石積した船を動員する旨が記されているほか、浅野家歴代の事績録である「済美録」(二四、清光公卷十、東京大学史料編纂所写真帳)には、四月二日に熊野に石切を遣わしたとあるため、紀州から石材を積載した可能性が高い。

(28) 上ノ加江は現在の中土佐町、津呂と三崎は現在の土佐清水市の地名で、高知から古満目に向かう際に経由した湊とみられる。高知から古満目までは、上ノ加江↓津呂↓三崎の順に並んでいるため、康豊書状では高知から古満目に石船を送って積載する際の様子が見られていることが分かる。

(29) 前掲(19)同書所収。以下、【史料14・15・16】も同様。

(30) 三浦の居所については、「毛利三代実録考証」慶長十五年閏二月十八日の論断で、駿府と推測されている。また、三浦は同年四月十日付毛利秀元書状で名古屋城普請や石出しの状況を聞かれており、普請現場を統括する立場だったことが分かる(すべて前掲(19)同書所収)。

(31) 安泰寺の位牌については『幡豆町史 本文編2 近世』(西尾市史編さん委員会、二〇一六年)および、大村陸・浅岡優・高田祐一・田口一男・二橋慶太郎・井口喜景・小山圭嗣「西尾市前島石丁場跡調査報告」(前掲(1)所収)の井口氏執筆部分を参照のこと。

(32) 「当代記」慶長十五年五月七日条(「当代記 駿府記」、統群書類従完成会、一九九五年)。



図2 小間目(古満目)の位置と中継地
国土地理院作成の白地図を加工

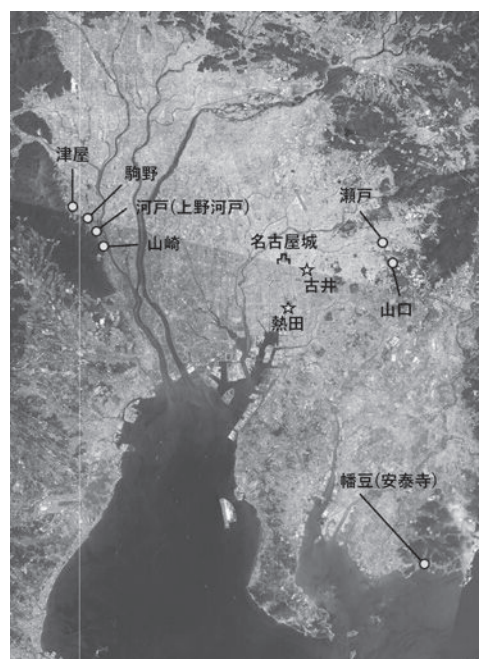


図1 大名家文書から確認できる石切場
国土地理院撮影の空中写真(2025年撮影)を加工

《Title》

Analysis of the large-scale construction ordered by the shogunate of Nagoya Castle based on the archives of daimyo families II -The way of stone procurement and its field-

《Keyword》

Kōgi-fushin; large-scale construction ordered by the shogunate, fortification, stone wall, quarry, Nagoya Castle, *Kōzu-ishi*; sandstones in the Mino Terrane, Komame in Kochi, Hosokawa Tadaoki, Hosokawa Tadatoshi, Yamauchi Tadayoshi